

民間金融機関における実質無利子・無担保融資（新型コロナウイルス感染症対応資金）の融資限度額の引き上げについて

（ 令和3年2月3日
商 工 労 働 局 ）

1 要 旨

標記のことについて、令和3年1月18日の内閣総理大臣施政方針演説をふまえ、中小企業庁から融資限度額の引き上げに係る連絡があったため、本県においても、これに合わせて融資限度額の引き上げを行った。

（ 令和2年4月20日に閣議決定された国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の一環として、全都道府県において「新型コロナウイルス感染症対応資金」が創設され、本県においても5月1日から取扱を開始している。 ）

2 融資限度額の引き上げの内容

【現行】4,000万円 ⇒ 【引き上げ後】6,000万円

3 引き上げ日

令和3年2月1日（月）